

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人等が、相続等により、円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

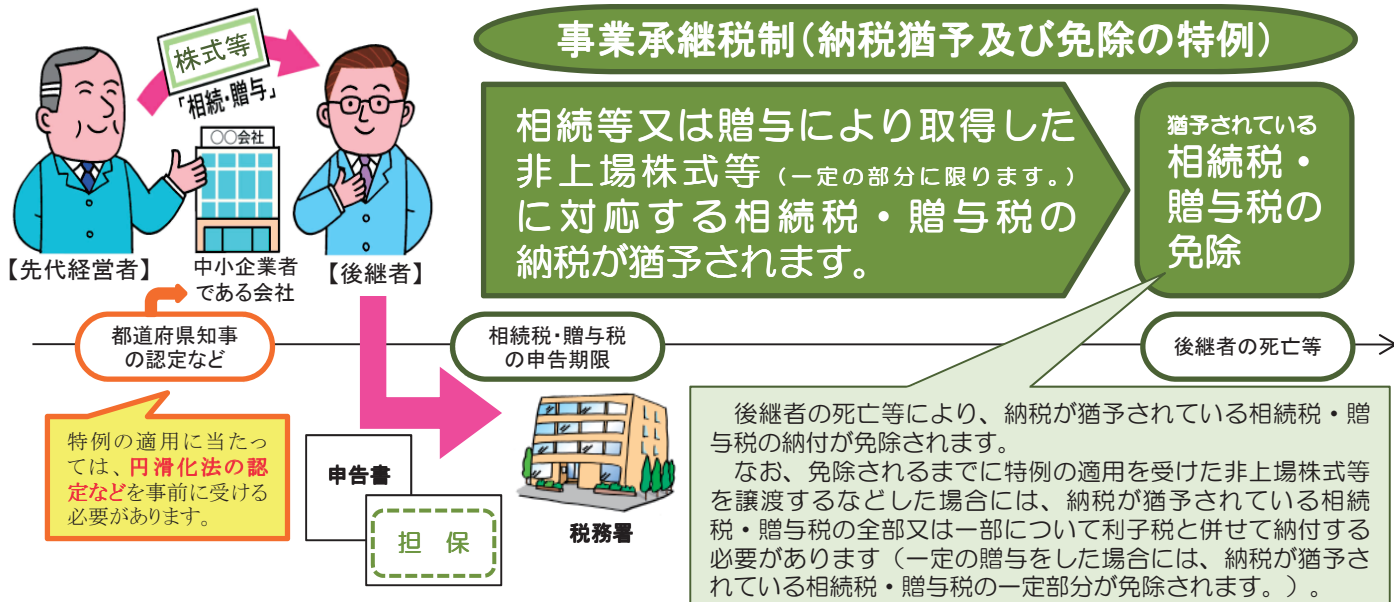
詳しくは、2ページへ！

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である受贈者が、贈与により、円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を贈与者（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予され、先代経営者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除されます。

詳しくは、5ページへ！

(注) 1 「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資（医療法人の出資は含まれません。）をいいます。
2 「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第8号の事由に限ります。）をいいます。この認定は、平成29年4月1日から都道府県知事が行います。



○ 事業承継税制に関連する情報につきましては、中小企業庁ホームページ【www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html】においてもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。

○ 相続税・贈与税に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「相続税・贈与税特集」に掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

○ 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

平成29年 7 月



税務署

この社会あなたの税がいきている